

パソコンバンクサービス ちばぎんオンラインデータ伝送サービス利用規定

1. (サービス形態)

本サービスは、利用申込者ご本人（以下「契約者」という）が専有管理するコンピューター（以下「端末機」という）と当行のコンピューターをオンライン接続し、次条以下に定める取扱いを行うものとします。

2. (サービス内容)

本サービスは、契約者からの端末機による依頼にもとづき、総合振込、給与振込、地方税納入、口座振替のデータ伝送受付処理を行う場合、及びあらかじめ指定された口座の振込入金明細照会、入出金明細照会、残高照会等の照会を行う場合に利用することができるものとします。

3. (操作方法)

- (1) 本サービスにより振込等、又は照会を依頼する場合は、当行の定める方法及び操作手順にしたがい、所定の事項を当行が指定したセンターコードあてに送信してください。
- (2) 振込等の依頼の送信（以下「データ伝送」という）を行う場合には、別途依頼内容の確認手続きを行ってください。
- (3) 前項の確認手続きは、次の方式のうち契約者が選択し、当行に書面により届け出た方式によるものとします。
 - ① 依頼書による確認方式
 - ② 暗証番号による確認方式
- (4) 当行は、受信した内容と、届出の内容及び当行とあらかじめ取り決めた暗証番号とを照合し、一致した場合に正当な契約者からの送信とみなします。
- (5) (3)において選択した確認方式による受付を当行が行った後は、契約者はその内容を取消・変更できないものとします。
- (6) 本サービスの利用日・利用時間は、当行が定めた営業日・時間内とします。

4. (依頼書による確認方式)

- (1) 契約者が依頼書による確認方式を選択した場合には、データ伝送の内容のうち、受付サービス種類、合計件数および合計金額を記載した書面をあらかじめファクシミリにて当行あて通知したうえでデータ伝送を行ってください。
- (2) 当行が前項の通知とデータ伝送の内容の一致を確認した場合には、データの受付を行います。

5. (暗証番号による確認方式)

- (1) 契約者が暗証番号による確認方式を選択した場合には、当行に対する事前の手続きなくデータ伝送を行ってください。当行は、データ伝送により当行が受信したデータの内容を、契約者があらかじめ当行に届出た電話番号のファクシミリに宛てて送信します。
- (2) 契約者は、当行から送信されたデータとご依頼内容と照合し、データに誤りがないことを確認した場合には、電話（プッシュホン）により確認コードの送信を行ってください。なお、照合の結果、データの内容に誤り等がある場合には、当行所定の方法により取消依頼を行ってください。
- (3) 当行は、所定の時間までに前項の確認コードを受信した場合は、データの受付を行います。
なお、契約者は当行に確認コードを送信した後は、その内容を取消・変更できないものとします。
また、当行は所定の時間までに確認コードを受信しなかった場合、当該取引依頼はなかったものとみなします。

6. (総合振込の取扱い)

- (1) 前記3により総合振込を依頼する場合は、当行所定の受付期限までに行ってください。
- (2) 振込指定口座は、当行の国内本支店及び当行が為替契約を締結している金融機関の国内本支店の普通預金又は当座預金とします。
- (3) 振込指定日は、当行の営業日とし、契約者が指定するものとします。
- (4) 当行は、振込金の受取人に対して入金通知を行います。
- (5) 受取人に対する振込金の支払開始時期は、振込金が振込指定口座に入金された時とします。
- (6) 振込取引において、入金指定口座への入金ができない場合には、当行所定の組戻手数料により処理します。
- (7) 振込資金は当行所定の日時までに所定の方法でお支払いください。なお、振込資金のお支払いがない場合は総合振込のお取扱いができない場合があります。

7. (給与振込の取扱い)

給与振込は、次の各項に定める取扱いによるほか、契約者と当行の間に締結した「給与振込に関する契約書」の定めによるものとします。

- (1) 前記3により給与振込を依頼する場合は、当行所定の日時までに行ってください。
- (2) 給与振込は、契約者の役員・従業員（以下「受給者」という）に対する報酬・給与・賞与（以下「給与」という）の振込に限ります。
- (3) 振込指定口座は、当行の国内本支店及び当行が給与振込の提携をしている金融機関の国内本支店（以下「提携金融機関」という）の受給者名義の普通預金又は当座預金とします。
- (4) 前項の振込指定口座は、契約者があらかじめ当行及び提携金融機関等で事前の口座確認を行うものとします。
- (5) 給与の振込指定日は、当行の営業日とし、契約者が指定するものとします。
- (6) 当行は、受給者に対して入金通知を行います。
- (7) 受給者に対する振込金の支払開始時期は、振込指定日の午前9時とします。ただし、提携金融機関における支払開始時期は、振込指定日の午前10時とします。
- (8) 振込資金は当行所定の日時までに所定の方法でお支払いください。なお、振込資金のお支払いがない場合は給与振込のお取扱いができない場合があります。

8. (地方税納入の取扱い)

地方税納入は、次の各項に定める取扱いによるほか、「地方税

納入サービス利用申込書」の記載事項によるものとします。

- (1) 前記3により地方税納入を依頼する場合は、当行所定の日時までに行ってください。
- (2) 前項の納付指定日は、毎月10日（銀行休業日の場合は翌営業日）とします。
- (3) 納付受付不能分がある場合は、契約者は別途所定の方法で納付するものとします。
- (4) 納税資金は当行所定の日時までに所定の方法でお支払いください。なお、納税資金のお支払いがない場合は納税のお取扱いができない場合があります。

9. (口座振替の取扱い)

口座振替は、次の各項に定める取扱いによるほか、契約者と当行との間に締結した「預金口座振替に関する契約書」の定めによるものとします。

- (1) 前記3により口座振替を依頼する場合は、当行所定の受付期限までに行ってください。
- (2) 前項の口座振替結果は、当行所定の日以降に、契約者からの照会に対して、当行所定の方法により契約者の端末機へ送信します。

10. (照会サービスの取扱い)

- (1) 前記3による照会のご依頼があった場合は、当行は直ちに定められた方法により契約者の端末機へ応答内容を送信します。
- (2) 受入証券の不渡、その他相当の事由がある場合には、すでに応答した内容について訂正または取消をすることがあります。
この場合、訂正又は取消により生じた損害については、当行は責任を負いません。

11. (手数料)

- (1) 本サービスの契約料、利用手数料、振込手数料・地方税納入取扱手数料・口座振替手数料は、当行所定の金額・方法によりお支払いいただきます。
- (2) 総合振込・給与振込の振込金額、地方税額及び手数料の決済方法を「特約払」に指定した場合は、当行の各種預金約定・規定、各種当座勘定貸越約定等にかかわらず、通帳・カードおよび払戻請求書・当座小切手または借入請求書の提出なしにあらかじめ指定された引落口座から当行所定の日に自動的に引落します。
- (3) 前記6-(6)により「組戻し」の取扱いをした場合は、当行所定の組戻手数料をお支払いいただきます。
- (4) 手数料等の改定があった場合は、当行は、変更の内容を当行本支店等に掲示するものとします。

12. (免責事項)

- (1) 天災・火災・騒乱等の不可抗力または当行の責めによらない通信機器・回線およびコンピューター等の障害ならびに電話の不通により取扱が遅延したり不能となった場合は、そのため生じた損害については、当行は責任を負いません。
- (2) 本サービスによるデータ伝送、又は照会依頼を受付の際に送信された内容と、届出の内容、当行とあらかじめ取決めたセンターコード及び暗証番号との一致を確認して取扱いしましたうえは、暗証番号等につき不正使用その他の事故があっても、そのために生じた損害については、当行は責任を負いません。

13. (秘密の保持等)

- (1) 本サービスにより知り得た事項については、第三者に漏洩しないものとします。
- (2) 本サービスの取扱いにおいて当行が提供したプログラム、仕様書、操作説明書等は、複製・修正及び第三者への開示は一切しないものとします。
なお、本サービス解約時は遅滞なくこれを返却するものとします。

14. (届出事項の変更等)

- (1) 暗証番号、引落口座等届出内容に変更がある場合は、当行所定の書面により取引店に直ちに届出ください。この届出の前に生じた損害については、当行は責任を負いません。

15. (解約)

- (1) この取扱い、当事者の一方の都合によりいつでも解約することができます。ただし、当行に対する解約の通知は、書面によるものとします。また、1年以上にわたり、この取扱いによるデータ伝送、又は照会が発生しない場合、当行はあらかじめ書面で通知のうえ、その取扱いを中止することがあります。

16. (規定の変更等)

- (1) 当行は、法令の定めにしたがい、お客さまの利益のために必要と認められるとき、または、その他相当の事由がある場合で、お客さまの契約目的に反せず、かつ変更の必要性、変更後の内容の相当性、その他変更にかかる事情に照らして、合理的な内容であるときに、本規定を変更することができます。
- (2) 前項による本規定の変更は、変更後の規定の内容を当行ホームページへの公表その他適切な方法により公表し、公表の際に定める効力発生時期の到来により効力を生じるものとします。

17. (規定の準用)

- (1) この規定に定めのない事項については、当行の各種預金約定・規定、各種当座勘定貸越約定、銀行取引約定書、振込規定等により取扱いします。

18. (契約期間)

- (1) この契約の当初契約期間は契約日から起算して1年間とし、契約者または当行から特に申出のない限り、契約期間満了日の翌日から1年間継続されるものとします。なお、継続後も同様とします。

19. (譲渡・質入れ)

- (1) この取引に基づく契約者の権利は、譲渡・質入れすることはできません。

20. (合意管轄)

- (1) 本契約に関する訴訟については、当行本店の所在地を管轄とする裁判所を管轄裁判所とします。

以上